

【令和8年度】

歴史ある建物や技術等観光資源の維持保全  
支援事業 重点エリア募集要領

令和8年6月

東京都産業労働局観光部受入環境課

# 令和8年度 歴史ある建物や技術等観光資源の維持保全支援事業 重点エリア募集要領

## 1 事業の目的

本事業は、観光資源として活用されている歴史ある施設や技術等を有する観光関連事業者を支援することで、東京の魅力ある観光資源の維持・保全を図り、魅力発信につなげていくことを目的とします。

## 2 観光資源について

本事業における観光資源とは、以下のいずれかに該当するものとします。

### ① 観光施設

概ね築50年以上が経過し、観光資源として東京の魅力発信に資するもの

ただし、特に観光資源として活用すべきと考えられるものを除き、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により指定又は登録された有形文化財及び東京都景観条例（平成18年東京都条例136号）の規定により選定された東京都選定歴史的建造物は含まない

### ② 技術等

概ね50年以上の実績がある技能・技術で、観光資源として東京の魅力発信に資するもの

## 3 重点エリアについて

本事業における重点エリアとは、観光資源を面的に保全する必要があると認められるエリアとして、東京都が指定するものをいいます。重点エリアの指定にあたっては、本募集要領に基づき対象エリアを募集します。

## 4 応募に係る要件

本募集の対象となるのは、以下の全ての要件を満たす協議会等とします。なお、法人格のある団体に限らず、任意の協議会又は商店街振興組合等、既存の団体から応募いただくことも可能です。

- (1) 重点エリアとして申請するエリアについて、エリア内の観光関連事業者（宿泊事業者、飲食事業者、小売事業者、その他旅行者向けのサービスを提供している者等）が構成員（※）に含まれていること又はエリアを含む地域の観光振興を目的とした観光協会等の観光関連団体であること

※原則、観光施設・技術等を有する観光関連事業者を構成員に含めてください。（観光施設については所有者から管理運営等を委託されている事業者でも可）

- (2) 重点エリアとして申請するエリアについて、観光資源保全に係る計画を策定できるこ

と。(重点エリアの申請時には観光資源をどのように将来にわたり保全していくか等について、外部有識者を交えて検討していただき、別紙第2号様式「重点エリア計画書」を作成いただきます。)

- (3) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと
- (4) 公益財団法人東京観光財団・公益財団法人東京都中小企業振興公社・国・都道府県・区市町村等から補助事業の交付決定取消等を受けていないこと、又は法令違反等不正の事故を起こしていないこと。

## 5 重点エリア計画書

- (1) 協議会等が策定する計画は、別紙第2号様式により作成してください。なお、以下の事項を必ず記載していただきます。
  - ア 協議会等の名称
  - イ 重点エリアとして申請するエリア
  - ウ 重点エリア内で保全すべき観光資源の概要(定義、具体例等)
  - エ 観光資源の現状及び課題、将来的なビジョン及び活用方法
  - オ 課題を踏まえた、重点エリア内の観光資源を保全していくための解決策
  - カ 実施スケジュール
  - キ 計画策定に携わった外部有識者名及び略歴等
- (2) 計画策定にあたっては、構成員となるいずれの事業者にも所属していない、外部の有識者(学識経験者、実務経験者等)に相談等を行い、助言を得てください。

## 6 協議会等の構成員

協議会等の全ての構成員は、以下の要件を満たすものとします。

- ・暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)、暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。))及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

## 7 交付申請から補助金交付までの流れ

- (1) 申請受付期間  
令和8年6月10日(水)～令和9年1月29日(金)(必着)
- (2) 申請方法  
P7「申請時必要書類一覧(別紙1)」に記載されている必要書類を、以下により電子申請または郵送にて、受付期間内に提出してください。

① 電子申請

電子申請システム「LoGo フォーム」による申請受付を行います。

【LoGo フォーム】

<https://logoform.jp/form/tmgform/1609655>

(注意点)

電子申請を選択される場合は、原則、本サービスのシステムを利用し必要書類を提出していただきます。

電子申請システム「LoGo フォーム」の利用が難しい場合には、メールでの書類提出も可能です。以下のメールアドレスまで、ご連絡ください。

【メールアドレス】

E-mail: S0290603@section.metro.tokyo.jp

② 郵送

以下の住所まで、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で、提出をお願いします。

東京都産業労働局観光部受入環境課情報広報担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎19階 電話番号：03-5000-7328
--

(3) 重点エリアの指定

審査を経た上で、重点エリアを2エリア程度（予定）指定します。

① 審査方法

面接審査（※）を行い、重点エリアを決定します。審査日程等については、別途お知らせします。面接審査には申請した協議会等より1～2名程度が出席してください。

なお、必要に応じて、申請書類について電話等による内容確認を行う場合があります。

審査では、独自性、必要性、将来性、有効性、実現可能性等を総合的に審査します。

(審査の視点)

- ア 独自性：
  - ・観光資源の定義付けや範囲等について、計画上適切に検討がなされているか
  - ・観光資源は、当該エリアならではの特色を有するものであるか
- イ 必要性：
  - ・当該エリア及び観光資源の抱える課題が適切に検討されているか
  - ・観光資源を関係者一丸となって面的に保全していく必要があるか
- ウ 将来性：
  - ・観光資源を面的に保全することによる、エリア内における将来のビジョンや観光資源の活用方法等が適切に検討されているか
- エ 有効性：
  - ・計画により検討された取組は、エリア内の魅力発信及び旅行者の誘客を図る上で、効果的なものとなっているか
  - ・計画の方向性及び取組内容等について、有識者による適切な助言がな

されているか

才 実現可能性：・エリア内の合意形成について課題は生じていないか

## ② 審査日程

第1回 令和8年8月21日（金）まで申請分 10月上旬頃実施

第2回 令和9年1月29日（金）まで申請分 2月中下旬頃実施

※そのほか、必要に応じて実施

## (4) 審査結果等

- ① 審査の結果は、書面により通知します。
- ② 審査内容について公表はしません。また審査結果については、異議の申し立ては認められません。
- ③ 東京都にご提出いただいた申請書類は関係する区市町村と共有させていただきます。

## 8 重点エリア指定後の流れについて

(1) 観光関連事業者が、本募集要領に基づき協議会等が策定した重点エリア計画書に沿って観光資源の保全に必要な取組を実施する場合は、補助率及び補助限度額が以下のとおり拡充されます。

(通常)

補助率 2/3・補助限度額 1,000 万円

(重点エリア)

補助率 3/4・補助限度額 1,500 万円

(2) 補助率拡充の対象となる観光関連事業者は、重点エリア内における施設や技術等を有し、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ・重点エリアを申請した協議会等又はその構成員であること
- ・重点エリア計画書に沿った内容の取組を実施する者と協議会等が認める者であること

(3) 補助事業の採択にあたっては、面接審査を予定しています。重点エリア内の補助申請を優先して採択するわけではなく、改めて審査を行うものである点につき、ご注意願います。

(4) 補助事業を申請するための要件等の詳細については、募集時の募集要領を必ずご確認ください。

## 9 その他留意事項

(1) 重点エリア指定の取消し

以下のいずれかに該当した場合は、重点エリアの指定を取り消すことがあります。

- 偽りその他不正の手段により申請書類を作成したとき
- 重点エリアを申請した協議会等（法人その他の団体にあつては、代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等（東京都暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等）に該当するに至ったとき

## 【申請時必要書類一覧】

## ○ 申請書類

	区分	提出部数	留意事項等
<input type="checkbox"/>	重点エリア指定申請書（第1号様式）	1部	
<input type="checkbox"/>	重点エリア計画書（第2号様式）	1部	
<input type="checkbox"/>	申請事業に係る補足説明資料 （A4用紙30枚以内（片面））	1部	必要な場合のみ
<input type="checkbox"/>	誓約書（第3号様式）	1部	
<input type="checkbox"/>	その他必要に応じて提出を依頼するもの	1部	別途指示があった場合に提出

## ＜注意事項＞

※ 申請様式については、以下のURLからダウンロードをお願いします。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/tourism/kakusyu/hozen/hozen1>

※ 電子申請での申込の場合、印鑑が必要な書類については、押印済みのものを pdf データにてご送付願います。

※ ステープラ留めやファイリングをせずにクリップ留めにしてください。